

市民向け Q&A

給油クーポンについて

かたがみ給油クーポンとは、どのようなものか。

答：かたがみ給油クーポンとは、市内燃料油販売店等での、ガソリン（ハイオク含む）、軽油、灯油の購入時に使用できる10,000円分（1,000円×10枚）のクーポンです。原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている市内世帯の負担軽減を図り、消費を下支えするためのものです。

給油クーポンの申請方法は。

答：給油クーポンは申請不要であり、1月中旬から対象世帯に郵送されます。

給油クーポンの使用はどこで、どのように行うのか。

答：市内の燃料油販売店等（ガソリンスタンドや灯油の配達販売など）のうち、市へ登録した取扱店で使用可能です。店舗での対象油種購入時と灯油の配達時の支払においてご使用ください。取扱店は市ホームページやクーポンに同封のチラシに掲載しています。昨年度と取扱店舗が変更になっておりますのでご確認ください。

給油クーポンはいつまで使用できるか。

答：令和8年4月30日まで使用できます。お手元に届いた日から使用できますので、使用期限までにご使用ください。

令和5年度、6年度の給油クーポンも使用できるか。

答：過去の給油クーポンは、使用期間が過ぎているため使用できません。

給油クーポンの使用前に、用紙から切り離しても問題ないか。

答：問題ありません。

給油クーポンの現金化は可能か。

答：現金化、換金はできません。

給油クーポンは他者に譲渡、販売を行うことは可能か。

答：譲渡、販売はできません。

給油の料金よりも多く給油クーポンを使用した場合、お釣りは出るのか。

答：お釣りは出ません。

給油クーポンの破損・紛失等による、再発行は可能か。

答：いかなる理由においても、給油クーポンの再発行は行いません。適切な管理をお願いします。

給油クーポンを破いてしまった・ハサミで切ってしまった場合は使えるか。

答：セロハンテープなどで補修し、使用してください。全体の5分の3以上が残っているものはクーポンとみなします。

給油クーポンと現金との併用は可能か。

答：併用可能です。

給油クーポンとクレジットカードとの併用は可能か。

答：併用可能です。取扱店によっては、現金のみ対応の場合や、独自の取扱がある場合がございますので、取扱店にお尋ねください。

給油クーポンを使用した場合、各種ポイントは付与されるのか。

答：取扱店ごとの判断によりますので、取扱店にお尋ねください。

1度に使える給油クーポンの上限枚数はあるか。

答：給油クーポンを1度にまとめて使用する場合は、最大で10枚まで使用できます。また、複数回に分けて使用することもできます。

まだ給油クーポンが届いていないが。

答：対象者の方には1月中旬より順次、ゆうパケットにて発送します。地区によって配送時期に若干の差がありますのでご了承ください。1月中旬に配達されない場合、配送状況を確認しますので企画政策課(018-853-5302)までお問い合わせください。なお、今年度の給油クーポンは世帯全員が社会福祉施設等に入所している世帯は対象外となります。

対象者・対象世帯について

対象世帯はどのようなものか。

答：①令和7年12月2日(基準日)時点の世帯、②令和7年12月3日から令和8年4月30日までの期間に本市に世帯構成員全員が転入した世帯が対象となります。そのうち、世帯全員が社会福祉施設等に入所している世帯は対象外となります。

世帯全員が社会福祉施設等に入所している世帯が対象とならないのはなぜか。

答：本事業は、物価高騰の影響を受けている世帯への負担軽減を目的としています。利用されている施設への物価高騰対策は別の事業で行っていることから、世帯全員が社会福祉施設等に入所している世帯は対象外となります。

対象世帯には、転入世帯等は含まれるのか。

答：基準日の翌日以降、令和7年12月3日から令和8年4月30日までに本市に世帯構成員全員が転入した世帯は対象となります。ただし、世帯構成員全員が社会福祉施設等への入所により転入した世帯は対象外となります。

対象世帯には、世帯分離をした世帯は含まれるのか。

答：基準日の翌日以降、令和7年12月3日から令和8年4月30日までに世帯分離をした場合、世帯分離後の新たな世帯は対象外となります。

配布された給油クーポンを使用する前に世帯主が亡くなった場合は、同世帯の親族が給油クーポンを使用することは可能か。

答：死亡した世帯主と同一世帯であった方は、使用できます。

一人世帯の世帯主が亡くなった場合は、給油クーポンの取扱いはどうなるのか。

答：本事業における負担を軽減する対象世帯がなくなることから、使用できません。

潟上市内に住んでいるが、住民票上は市外となっている。対象世帯となるか。

答：令和7年12月2日以降、事業期間内に潟上市に住所登録をされている世帯主が対象となるため、**対象外**となります。(二地域居住も含む)

潟上市外へ転出予定だが、市外でも使用できるか。

答：給油クーポンは潟上市内の取扱店で使用可能となりますので、市内の取扱店でご使用ください。取扱店は市ホームページやクーポンに同封のチラシに掲載しておりますのでご確認ください。